

用語解説

共同養育

離婚・未婚時に、別れた親双方が、養育時間があるべく平等になるように子育てを分担します。欧米各国では、子どもが一定の期間毎に父母の家を行き交う「交代居住」も珍しくありません。



平行養育

それぞれの親のもとに子どもがいるときに、子どもの養育に責任をもつ養育形態です。親どうしは「非関与という協力」で養育を分担します。

片親疎外

子どもと暮らす親が、相手の悪口を言ったり、態度で別居親から子どもを引き離す行為を言います。間に挟まれた子どもは、別居親に「会いたくない」と言い出します。

相当な面会交流

国際的に年100日（隔週2泊3日、長期休暇は折半）以上が定着しています。乳幼児は記憶のタイムスパンが短いので、より頻繁な面会が望まれます。親子双方の権利で、子どもと離れて暮らす親の子育ての時間です。手紙や電話は補助的な手段に過ぎず直接の親子の触れ合いに代わるものではありません。

お問い合わせ先

TEL 0265-39-2067

月曜～金曜 9:00～19:00（受付）

共同親権運動ネットワーク



共同親権運動ネットワークの発行物

- 『子どもに会いたい親のためのハンドブック』（社会評論社、1,700円＋税）*在庫切れ
- 『共同親権・共同養育ってなあに？』（300円）
- 『共同親権・共同養育への提言』（500円）
- レターセット・便箋（ペンギン、ネコ2種、各200円）

共同親権運動ネットワーク（kネット）

子どもと離れて暮らす親たちのネットワークです
〒399-3502長野県下伊那郡大鹿村大河原2208
TEL/FAX 0265-39-2067

Mailto contact@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com>

■郵便振込み 00130-5-472679

加入者名：kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店（普）
00721700072170ケイネット
（ATMでは「ケイネット キョウドウシンケンウンドウネットワーク オオクマ ヤスユキ」）

選ばなくていい パパの家 ママの家

k ネットのご案内



共同親権っていったいなあに？

✓日本では単独親権だけ

日本では、子どものいるカップルが別れるとき、親権を片方の親に決めることで離婚が成立します。親権を失った親は、子どもの養育にかかわることが様々な場面で制約され、親権がないことがその理由とされます。親に会えない状況の中で子どもは「パパ（ママ）に会いたい」と言えなくなり、親子関係が断たれます。一方で、親権者は子どもの養育責任を一身に負わされ、子どもの貧困の原因にもなります。

✓「一週間はパパの家、一週間はママの家」

欧米各国では、離婚・未婚と関係なく、双方の親が子どもの養育に責任を持つ共同養育の仕組みが法律で整えられてきました。親どうしの関係と親子関係は分けて考えられています。そして、「一週間はパパの家、一週間はママの家」といった、共同養育が広がりました。「親権」という言葉は、「親責任」や「親の配慮」と呼ばれています。

✓「共同子育てのための共同親権」

両親が子どもの成長のさまざまな場面で決定にかかわることで、子どもは親に大事にされているという実感を持つことができます。

私たちは、「共同子育てのための共同親権」が可能な社会作りを目指しています。



日本でも！「別れた後の共同子育て」

目指しています

1 法律を変えよう！

不合理な、民法の離婚・未婚時の単独親権規定を撤廃し、共同親権を実現します。別居・離婚時の養育計画を義務化し、実質的な養育時間の平等が選択できるようにします。面会拒否への強制力を強化し、親子交流を法的に保障します。

2 家庭裁判所も変えよう！

「寛容性の原則」を家裁に定着させ、「子どものための家裁」を作ります。まずは平等な養育時間の配分を原則に、実情に応じて養育時間の取り決めが家裁で斡旋されるようにします。相当な面会交流は最低限の権利として慣行化させます。

3 社会も変えちゃえ！

未婚・離婚時においても育児の分担が進み、ワークライフバランスが進むように男性の育児分担の機会を広げます。養育時間が長くなれば、養育費が軽減される措置を導入させます。親どうしの関係を調整し、民間活動や行政支援を充実させます。

✿共同親権運動をともに支えてください

活動には多額の経費がかかります。入会・賛同、寄付で活動を支えてください（裏面に振込先）。

■会員（別居親及び趣旨に賛同してくれる方）

年会費 3000円

親どうしが別れても親子が親子であるために

活動しています

☑ 交流会・別居親支援

活動の柱です。情報提供のほか、全国各地で別居親の交流会を開催し、全国無料電話相談を実施しています（第1、第3金曜日19時～20時半）。

☑ 立法活動・政策提言

立法化のための働きかけ、政策提言をします。

☑ 啓発・宣伝

親子引き離しの現状を広く知らせ、共同親権を実現するための啓発・宣伝をします。

議員、法律家・研究者などの専門家、報道関係者裁判所や行政機関などに会報の発送やメールニュースなどで定期的に情報を発信しています。

☑ 情報提供

共同養育・面会交流の具体的な方法、家裁や法律の現状について情報提供をしています。同居親側への情報提供も行っています。

☑ 家裁監視団

家裁の運用や弁護士活動が親子の権利を侵害していないか監視し、必要に応じ公表勧告します。

✿いっしょに変えよう

常時ボランティアを募集しています。自分ができること、得意なこと（イラスト、デザイン、作文、企画、編集、ネット関係、宣伝など）を教えてください（問い合わせ先は裏面）。運営会議は月に1度都内で開催しています。年に4度程度、会報発送と学習会・イベントを開催しています。